

平成 26 年政策評価書

| | |
|----------------------|---|
| 千葉県警察重点目標 | 組織犯罪や匿名性の高い犯罪に対する戦略的諸対策の推進 |
| 施 策 | 総合的な薬物対策の推進 |
| 施 策 目 標 | 末端乱用者に対する取締りの推進と密輸・密売組織の壊滅 |
| 施策設定の背景 | 薬物乱用者は、その薬理作用による幻覚・妄想から凶悪な事件を引き起こすなど、治安に対する大きな脅威である一方、薬物の密輸や密売は、暴力団などの犯罪組織の主要な資金源になっているので、需要の根絶と供給の遮断の両面から総合的な薬物対策を推進する必要があります。 |
| 実 施 項 目 1 | 末端乱用者の発見及び徹底検挙 |
| 推 進 結 果 1 | |
| 実 施 項 目 2 | 薬物密輸・密売事犯の取締り強化 |
| 推 進 結 果 2 | |
| 実 施 項 目 3 | 薬物乱用防止に向けた広報啓発活動の推進 |
| 推 進 結 果 3 | |
| 実績（成果） | |
| 実績（成果）指標 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物事犯の検挙人員と押収量 ○ 薬物密売関連事犯の検挙人員及び麻薬特例法第5条の適用件数 ○ 薬物密輸入事犯の検挙人員 |
| 参 考 指 標 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物事犯の検挙人員と押収量【全国】 ○ 薬物密売関連事犯の検挙人員【全国】 ○ 薬物密輸入事犯の検挙人員【全国】 |
| 効 果 | |
| 今 後 の 課 題 及 び 方 針 | |
| 施 策 主 管 課 | 刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課 |
| 政 策 評 価 担 当 課 | 刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪対策課 |

注1：密売関連事犯とは、営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいいます。

注2：麻薬特例法とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律をいいます。